

平塚市廃棄物対策審議会の 市民委員を募集します！

平塚市では、ごみの減量化、資源化及び適正処理等に関する重要な事項を調査、審議するため、平塚市廃棄物対策審議会を設置しています。

この審議会で広く市民のみなさんの声を聴くため、市民委員を募集します。

◆募集人員◆ 2人

◆任期◆ 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで(2年間)

◆報酬◆ 11,500円

(審議会1回あたり税込・令和7年11月現在。「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の規定に基づき支払います。)

◆応募方法◆

指定する応募用紙に必要事項、ごみの減量化、資源化に関する活動経験及び応募動機等(800字程度)を記入し、平塚市環境部環境政策課へ郵送、ファクス、電子メールで送付、または環境政策課窓口に御持参ください。

*応募用紙は市ホームページからもダウンロードすることができます。

【ホームページURL】

https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page-c_01277.html

平塚市 廃棄物対策審議会 市民委員募集

◆募集期間◆ 令和7年12月8日(月)から

令和8年1月9日(金)午後5時まで【必着】

※郵送の場合、1月9日(金)消印有効

◆応募用紙の送付・問い合わせ先◆

〒254-8686 平塚市浅間町9-1 平塚市環境部環境政策課

電話 0463-21-9762(直通) ファクス 0463-21-9603

電子メール kankyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

(裏面に続く)

◆応募資格◆

- 1 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により本市の住民基本台帳に記載されている方で、かつ、引き続き1年以上本市に居住している方
 - 2 令和8年4月1日時点で満 18 歳以上満 75 歳以下の方(高校生は除く)
 - 3 平日に開催する会議に出席できる方
 - 4 令和8年4月1日時点で他の附属機関等の委員をされていない方
 - 5 過去に平塚市廃棄物対策審議会の市民委員として委嘱されていない方
 - 6 本市の市議会議員及び職員でない方
 - 7 平塚市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でない方
- *2、4以外は応募時点です。
- *同じ団体から、2人以上当該市民委員となることはできません。(ただし、応募はできます。)

◆審議会開催予定◆

年3回程度

◆選 考◆

委員の選考は、選考委員会において行います。選考結果については、書面により応募者にお知らせします。